

江別保健所からのお知らせ

先天性風しん症候群予防のための抗体検査料を北海道が助成します

北海道では、先天性風しん症候群予防を目的として、妊娠を希望する出産経験のない女性等を対象に風しん抗体検査料を助成します。

○対象者／新篠津村在住の方のうち

①妊娠を希望する出産経験のない女性

②妊娠を希望する出産経験がなく、かつ抗体のできない女性の配偶者(事実上、婚姻関係にあるものも含む)並びに同居者

③妊婦(抗体価の低い)の配偶者並びに同居者

ただし、「過去に風しん抗体検査を受けたことがある」、「過去に風しん予防接種を2回受けている」、「検査により風しんと判断されたことがある」方は除きます。

○内 容／一旦協力医療機関に支払った後、風しん抗体検査費用を助成します。

○助成金額／検査方法によって変わります。

●EIA法／6,690円 ●HI法／5,250円

※どちらかの検査方法により1回のみを限度として助成します。

○申請書類／北海道風しん抗体検査事業補助金交付申請書と領収書、並びに住所を証明する書類の写(健康保険証写、運転免許証写、はがき写など。なお、同居者の場合は、ご自分の住所地と対象女性の住所地を証明する書類の写の提出が必要。)

○提出先／住所地の道立保健所(又は支所)

○実施期間／平成27年8月3日(月)～平成28年3月10日(木)

○申請書提出期限／平成28年3月15日(火) 必着

○協力医療機関／北海道のホームページ又は最寄りの道立保健所にお問い合わせください。

○問合せ先／北海道江別保健所 ☎011-383-2111

戸籍年金係からのお知らせ

日本国内に居住している20歳から60歳未満の全ての方は、公的年金に加入します

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納める方法が異なります。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

| | どんな人が? | 加入の届け出は? | 保険料の納付は? |
|-----|-----------|-----------------|---------------|
| 第1号 | 無職・自営業者など | ご自身で市区町村役場へ届出 | ご自身で納付 |
| 第2号 | 会社員・公務員など | 勤務先が届出 | 勤務先で納付 |
| 第3号 | 専業主婦など | 配偶者(第2号)の勤務先が届出 | なし(配偶者の制度が負担) |

◎ 第1号、第2号、第3号の被保険者期間(保険料納付済期間および保険料免除期間)を合計して25年で老齢基礎年金を受ける権利が発生します。また、保険料納付済期間が40年(20歳～60歳)で満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

◎ 60歳到達までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金を受け取れない方は、任意加入により受給資格を得ることができる場合があります。

◎ 40年(480月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受け取れない場合は、任意加入により受給額を満額もしくは満額に近づけることができます。

詳しくは最寄りの年金事務所または市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口にお問合せください。

※受給資格期間＝年金を受け取るために必要な保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間

○問合せ先／住民課戸籍年金係 ☎57-2111(内線333)

